

保育料の多子軽減について

世帯状況及び市町村民税所得割課税額に応じて、要件を満たす兄弟がいる場合は保育施設入所児童の保育料が軽減されます。

○ 特例世帯 … 市町村民税所得割課税額 77,101 円以上

○ 特例世帯以外の世帯 … 市町村民税所得割課税額 57,700 円以上

} の場合

同一世帯から2人以上の児童が同時に、下記の対象施設（※）を利用している場合、第1子の保育料を1.0とすると、第2子は0.5、第3子以降は無料となります。

なお、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、兄弟の保育料が無償となっても児童の数え方に変更はありません。

この取扱いに基づく保育料の軽減を受けるためには、保育施設入所児童の兄弟が**対象施設に入所又は利用している証明**が必要となります（認可保育所（園）、認定こども園、宝塚市立幼稚園、施設型給付を受ける私立幼稚園、地域型保育給付の対象事業に入所又は利用している場合は、市においてデータ管理を行っておりますので、在園証明書の提出は不要です）。在園証明は毎年度必要ですので、各保育施設に備え置いている在園証明書をご提出ください。

（※）対象施設

認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、朝鮮学校幼稚部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）、企業主導型保育事業

★ご注意★

兄弟が企業主導型保育事業所を地域枠で利用している場合の在園証明書の提出について、令和4年度から提出が必須です。ご注意ください。

○ 特例世帯 … 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満

○ 特例世帯以外の世帯 … 市町村民税所得割課税額 57,700 円未満

} の場合

保護者と生計を一にし、保護者に監護される者、監護されていた者、保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く）が2人以上いる場合、第1子の保育料を1.0とすると、第2子は0.5、第3子以降は無料となります（年齢や施設利用の要件は、必要となりません）。なお、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、兄弟の保育料が無償となっても児童の数え方に変更はありません。

★特例世帯とは、次の①～④いずれかに該当する世帯となります。

- ① 母子家庭又は父子家庭である
- ② 同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる
- ③ 同一世帯に特別児童扶養手当支給対象児童がいる
- ④ 同一世帯に国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者がいる

上記特例世帯のうち、②に該当する方は各種手帳の写し、③に該当する方は特別児童扶養手当証書の写し、④に該当する方は年金証書の写しの提出が必要となります。